

門真市建設工事入札及び見積参加資格審査申請書 提出要領（更新及び新規受付）

門真市（上下水道事業含む。以下同じ。）が発注する令和８年度及び令和９年度の建設工事の競争入札及び見積合せに参加を希望する者は、本要領により申請書を提出してください。

なお、市内業者（建設業法（昭和24年法律第100号）上の主たる営業所の所在地及び門真市と直接取引する支店又は営業所等が本市の区域内にある者）、準市内業者（建設業法上の主たる営業所の所在地が本市の区域外にあり、門真市と直接取引する支店又は営業所等の所在地が本市の区域内にある者）又は市外業者（市内業者及び準市内業者を除いた業者をいう。）によって申請業種数の上限及び提出書類が異なるのでご注意ください。

※ 門真市及び門真市上下水道事業の入札参加資格審査申請を一括して受け付けますので、重複して申請の必要はありません。（申請書類送付先にご注意下さい。）

1 申請に必要な資格

次の(1)～(8)の条件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 建設業法第３条による許可を受け、かつ同法第27条の23第２項に規定する経営事項審査を受けている者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第１項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第１項の

更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (5) 門真市暴力団排除条例（平成24年門真市条例第2号）第2条第2号及び第3号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (6) 次のアからウまでの届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でない者
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (7) 次の各国税を滞納しておらず、かつ、証明書が提出できる者であること。
 - 法人の場合は、法人税、消費税及び地方消費税（税務署発行 その3の3）
 - 個人の場合は、所得税、消費税及び地方消費税（税務署発行 その3の2）
- (8) 市内業者又は準市内業者にあっては、市税を滞納しておらず、かつ、調査に関する同意書を提出できる者であること。※門真市役所にて証明書の発行を受ける必要はありません。

2 申請の注意点

(1) 業者登録番号

新規申請業者は、審査終了後に新しい登録番号を令和8年4月1日に本市ホームページにてお知らせします（詳細は11(5)参照）。

なお、令和2年度以降に付番された業者登録番号をお持ちの業者は、既存の番号にて今回の参加資格審査申請を行って下さい。

(2) ICカードの利用者登録

今回の申請を提出される業者は、既存の登録の有無にかかわらず、様式Fにパスワードを記入してください。提出されたパスワードを令和8年度の電子入札用パスワードとして取り扱います。

また、ICカードの利用者登録を行っていない業者においては、令和8年4月1日以降にICカードの利用者登録を行ってください。なお、ICカードの利用者登録を既に済ませている業者は、利用者登録は不要です。

※ICカードの利用者登録がされていない場合は、入札に参加することはできません。

3 申請業種

(1) 申請業種の種類

別紙1「建設工事申請業種一覧表」のとおり

※ 入札・見積合せ指名の際の参考資料として、登録する業種の中で特に本市の入札・見積合せに参加を希望する分野の調査を行っております。

(2) 登録可能な業種数

ア 市内業者 10業種まで

イ 準市内業者及び市外業者 3業種まで

(3) その他

ア 申請できる業種は、経営事項審査通知を受けている業種に限ります。

イ 申請できる業種は、建設業法上の主たる営業所以外の支店・営業所等で申請をする場合は、その支店・営業所等で建設業許可を取得している業種に限ります。

4 有効期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

5 申請期間 令和7年10月1日から同年11月30日まで（当日消印有効）

6 書類配布方法

下記 URL よりダウンロードすること。

市政情報>入札・契約>令和 8(2026)年度の入札参加資格審査申請(市役所および上下水道事業)

<https://www.city.kadoma.osaka.jp/soshiki/somu/6/2/2/2/13469.html>

7 申請方法

次の(1)及び(2)の手続きが必要です。

(1) 申請書類の郵送 （※門真市業者登録受付システムにおいて入力した必要事項を印刷したものを含む。）

(2) 門真市業者登録受付システムへの登録

入札参加資格申請を提出される登録業者は、既存の登録の有無にかかわらず、門真市業者登録受付システムへの登録が必要になります。一時保存の状態で終わらせずに、必ず登録完了までの手続きを行ってください。

(https://e-bid.nyusatsu.ebid-osaka.jp/shin/start.do?KIKAN_NO=0223&BUKYOKU_NO=01)

8 提出書類

「提出書類一覧表（建設工事）」のとおり

9 発注

本市では、現在、建設工事の入札案件につきましては、原則として、毎月第2・第4水曜日に下記URLにて入札参加者を募り、原則として電子入札システムによる入札を行っており

ます（発注案件が無い場合もあります。）ので、入札案件をご確認の上、入札に参加されますようお願いいたします。

市政情報>入札・契約>発注案件情報（電子入札）

<https://www.city.kadoma.osaka.jp/shisei/nyusatsu/5470.html>

また、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項に規定する中小企業者（資本金又は出資金が3億円以下又は従業員が300人以下に該当する者をいう。）を中心に発注を行うとともに、市内業者を育成する観点から、一定の要件を満たす建設工事においては、市内業者のみを対象とした発注を行っています。このため、発注する建設工事の状況により、準市内業者及び市外業者の入札参加が困難となる業種もあり、入札参加審査申請をされても入札に参加できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

10 業種及び順位の追加・変更

登録業種及び希望業種順位の追加・変更については、入札参加資格申請の期間のみ行うことが出来ます。申請期間外での登録業種の追加・変更については行っておりません。

11 その他

- (1) 申請期間後の申請は一切受付致しません。
- (2) 申請書類の内容に不備がある場合、又は不足書類がある場合は、受付致しません。
- (3) 申請書類の内容は事実に沿って記載して下さい。記載内容が事実と異なる場合又は虚偽の申請等不正な行為をした場合、入札参加資格を取り消す場合や入札に参加できない場合があります。
- (4) 提出する証明書類は、提出時3ヶ月以内のものを提出して下さい。
- (5) 審査結果は令和8年4月1日に本市ホームページの下記にて令和8年（2026年）度入札参加資格者名簿の公表を行うことで通知に代えさせていただきます。

なお、名簿は次のア～ウのとおり公表し、また情報公開請求があった場合は、門真市情報公開条例に基づき公開をすることとなりますので、あらかじめご了承ください。

ア 公表内容

業者番号、業者名、所在地及び電話番号

イ 公表期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

ウ 公表方法及び場所

本市ホームページに掲載するとともに、庁舎内の情報コーナー及び泉町浄水場庁

舎内ロビーにおいて、閲覧に供します。

- (6) 経営事項審査は、毎年継続して受け、最新の経営事項審査結果通知書（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）が届き次第、その写しを送付して下さい。

- (7) 申請後、次に掲げる事項に変更がある場合、速やかにその旨を記載した変更届に必要な添付書類を添えて届け出てください。（郵送可）

なお、登録する業種の追加、希望業種順位の年度途中での変更は、認めません。次年度の入札参加資格審査申請の際に改めて申請を行ってください。詳しくは、本市ホームページの下記URLをご確認ください。

市政情報> 入札・契約>入札参加資格関係>入札参加資格申請の届出内容の変更について

<https://www.city.kadoma.osaka.jp/shisei/nyusatsu/nyuusatuu/24972.html>

ア 申請者又は受任者（以下「申請者等」という。）の商号又は名称

イ 申請者等の役職又は氏名（代表者が同一である場合は、重複登録できません。）

ウ 申請者等の所在地、電話番号、ファックス番号又はメールアドレス

エ 申請者の印又は受任者の使用印

オ 申請者が法人の場合、その資本金

カ 申請者等の建設業法等における登録又は許認可の状況

キ 経営事項審査の内容

ク 営業所専任技術者又は経營業務管理責任者（市内業者・準市内業者のみ）

- (8) 有資格者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに関係書類を添えて届け出てください。

ア 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。

イ 営業停止命令を受けたとき。

ウ 破産者で復権を得ない者となったとき。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てを行ったとき、再生手続開始の決定があったとき若しくは再生計画の認可がなされたとき。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立てを行ったとき、更正手続開始の決定があったとき若しくは更正計画の認可がなされたとき。

- (9) 同一の代表者で2つ以上の申請がある場合については、そのうち1つのみを受け付けします。（代表者が同一である者は、重複登録できません。）

- (10) 受け付けた申請書類は、門真市において、入札・見積合せ指名の参考資料として活

用します。また、申請した内容の一部について、後日名簿を作成し、公表すること及び門真市情報公開条例に基づき公開をすることとなりますので、あらかじめご了承の上、申請してください。

なお、公表については、次に掲げるとおり行います。

ア 公表内容

業者名、所在地及び電話番号

イ 公表期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日までとします。

ウ 公表方法及び場所

本市ホームページに掲載するとともに、庁舎内の情報コーナー及び泉町浄水場庁舎内ロビーにおいて、閲覧に供します。

12 郵送先及び問合せ先

〒571-8585

門真市中町1番1号

門真市環境水道部経営総務課

メールアドレス sui01@city.kadoma.osaka.jp

※ 申請期間は、原則上記メールアドレスにてお問合せをお願いします。

※ 件名を「工事参加資格」としてください。

建設工事申請業種一覧表

番号	申請する業種の名称	略称	必要な建設業の許可
1	土木一式	土	土木工事業
2	建築一式	建	建築工事業
3	大工	大	大工工事業
4	左官	左	左官工事業
5	とび・土工・コンクリート	と	とび・土工工事業
6	石	石	石工事業
7	屋根	屋	屋根工事業
8	電気	電	電気工事業
9	管	管	管工事業
10	タイル・れんが・ブロック	タ	タイル・れんが・ブロック工事業
11	鋼構造物	鋼	鋼構造物工事業
12	鉄筋	筋	鉄筋工事業
13	舗装	舗	舗装工事業
14	しゅんせつ	浚	しゅんせつ工事業
15	板金	板	板金工事業
16	ガラス	ガ	ガラス工事業
17	塗装	塗	塗装工事業
18	防水	防	防水工事業
19	内装仕上	内	内装仕上工事業
20	機械器具設置	機	機械器具設置工事業
21	熱絶縁	絶	熱絶縁工事業
22	電気通信	通	電気通信工事業
23	造園	園	造園工事業
24	さく井	井	さく井工事業
25	建具	具	建具工事業
26	水道施設	水	水道施設工事業
27	消防施設	消	消防施設工事業
28	清掃施設	清	清掃施設工事業
29	解体	解	解体工事業